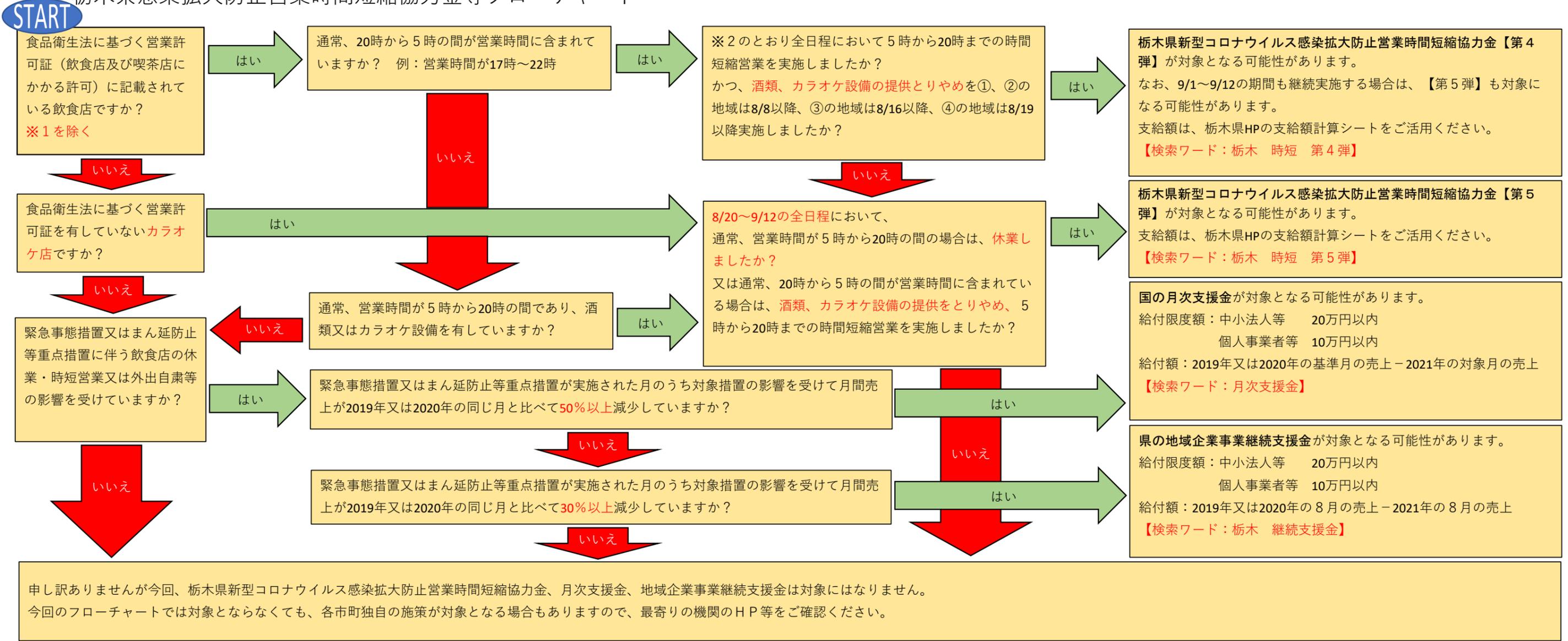


栃木県感染拡大防止営業時間短縮協力金等フローチャート



※1

- ・テイクアウト専門店、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー
- ・ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ・特定の法人等の社員のみ飲食を提供する場合
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）
- ・ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設の場合（8/8から追加）

※2

- ①宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市は、8/2～8/31、8/4～8/31、8/8～8/31のいずれかの期間
- ②鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町は、8/4～8/31、8/8～8/31のいずれかの期間
- ③茂木町は、8/4～8/31、8/8～8/31のいずれかの期間
- ④那珂川町は、8/4～8/31、8/8～8/31のいずれかの期間

問い合わせ先

- ・栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】、【第5弾】のコールセンター 028-651-3707（午前9時～午後5時（土日・祝日を含む））
- ・月次支援金相談窓口 0120-211-240又は03-6629-0479（午前8時30分～午後7時（土日・祝日を含む））
- ・地域企業事業継続支援金、8月31日までは県経営支援課商業活性化担当（028-623-3175）、9月1日以降はコールセンター（028-612-5530）